皆さんが普段なにげなく使われている石油製品の代表、ガソリン・灯油・軽油。でも、粗悪な石油製品を知らないで使用したり、使い方を間違えたら事故、火災、環境破壊など大変なことになります。そのため、石油製品を取扱う事業者に対して法律を制定し、不正な石油製品が流通しないよう、国と関係機関が連携し厳しい取締りが行われています。

危険な悪玉燃料!?

ガソリンにアルコールを高濃度で混ぜた高濃度アルコール含有燃料は、ガソリンに替わる燃料として平成11年頃から販売されてきましたが、平成13年6月にはこれを使用した車で車両火災事故や車両不具合が報告されました。

このため、経済産業省では、平成15年8月に揮発油等の品質の確保等に関する法律を改正し、高濃度アルコール含有燃料も規制の対象として販売を禁止しました。

消費者の皆様も、このような“悪玉燃料”を使用しないよう、充分な注意が必要です。

いきなりストーブから出火!?

石油ストーブ・石油ファンヒーターに灯油とガソリンを間違えたり、ガソリンが混合した灯油を使用すると炎が制御できなくなって火災事故になる恐れがあります。灯油は無色透明ですが、ガソリンは、薄いオレンジ色をしています。

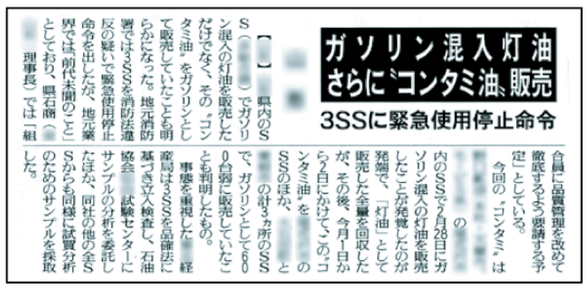

ガソリン混入灯油
さらに“コンタミ油”販売
3SSに緊急使用停止命令

[　] 県内のSS（　）でガソリン混入の灯油を販売しただけでなく、その“コンタミ油”をガソリンとして販売していたことも明らかになった。地元消防署では3SSを消防法違反の疑いで緊急使用停止命令を出したが、地元業界では、前代未聞の「こと」としており、県石商（　）では「組合員に品質管理を改めて徹底するよう厳守する予定」としている。

今回の“コンタミ”は [　] の内のSSで2月18日にガソリン混入の灯油を販売したことが発覚したのが発端で、「灯油」として販売した全量を回収したが、その後、今月1日から2日にかけてこのコンタミ油”を [　] のSSのほか、[　] の計3カ所のSSで、ガソリンとして60L台弱に販売していたことも判明したもの。

事態を重視した [　] 経産局は3SSを品確法に基づき立入検査し、石油製品 [　] 試験センターにサンプルの分析を委託したほか、同社の他のSSからも同様に試買分析のためのサンプルを採取した。

▲平成18年3月「ぜんせき」より抜粋

環境汚染の元凶、不正軽油!?

不正軽油とは、軽油に灯油や重油を混入したり、灯油と重油を混ぜて密造された軽油のことです。灯油と重油には、軽油と区別するために識別剤「クマリン」が添加されていますが、不正軽油は硫酸などの危険な劇物を使用し、識別剤を除去して密造されています。このとき発生する廃棄物が硫酸ピッチです。

不正軽油の製造・販売・使用は、脱税行為であるのみならず、大気汚染や硫酸ピッチの不法投棄にもつながるなど、皆さんの健康や生活を脅かす悪質な犯罪です。

このため、不正軽油の撲滅に向けて、関係機関が連携し、取締りを強化しています。

▲不正軽油のポスター（社団法人 全国石油協会・経済産業省 資源エネルギー庁委託広報）